

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則

○福島県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 四五

告示

○生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 四五
○生活保護法による指定介護機関に係る事業者の名称を変更した旨届出があった件 四六
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件五件 四六
○土地収用法により事業の認定をした件 四六
○道路の区域を変更する件四件 四六
○道路の供用を開始する件四件 四六
○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件三件 四六

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 四二
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 四二
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四三
○一般競争入札を行う件四件 四三

規則

福島県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成二十四年十二月十四日

福島県規則第七十六号

福島県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

福島県知事 佐藤雄平

福島県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成二十四年福島県条例第六十五号）第二条の規定（福島県港湾管理条例（昭和三十一年福島県条例第七十二号）別表第二荷役

機械使用料の項の改正規定中四に係る部分を除く。）の施行期日は平成二十四年十二月十五日とし、同条の規定（同項の改正規定中四に係る部分に限る。）の施行期日は平成二十五年一月十二日とする。
（港湾課）

告示

福島県告示第六百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
アイランド本宮居宅支援事業所	本宮市本宮字万世一一番一	アイランドサポート株式会社	同 県郡山市安積町日出山四一八一	同 一〇月一日	居宅介護支援事業
デイサービスセンター 佑	須賀川市西川字山寺二	株式会社アイイル	同 県須賀川市西川字山寺二〇	同	通所介護
茶話本舗 デイサービス 南湖絆亭	白河市白坂石阿弥陀一〇一三	株式会社ふくしま介護福祉サービス	同 県白河市道東七一一〇七	同 十一月一日	通所介護
複合型サー	同 市東深	医療法人緑	同 市東	同 年	複合型

ビス事業所 東のこみち	仁井田字道 山六番地一〇	桜会	深仁井田字道山 六番地一〇	一二月一日	サービス
せせらぎ通 り 居宅介 護支援事業 所	同 市巡り 矢五番地一	株式会社楽 翁福祉会	同 市巡 り矢五番地一	同 年 十一月一日	居宅介護 支援事業
安心ケアプ ランセンター	伊達郡川俣 町鶴沢字伊 豆後四六一 五	有限会社あ んしん	同 県伊達郡川 俣町鶴沢字伊 豆後四六一五	同	同
介護ステイ ション・パ ンビの森	同 郡桑折 町大字伊達 崎字吉沼五 六	有限会社イー ベックスブ ランド	同 県福島市荒 井字八幡内五 番地の二	同 年 七月一日	訪問介護 介護予 防訪問介 護
さかえハー トホーム矢 吹	西白河郡矢 吹町小松二 二二番地	医療法人栄 心会	同 県郡山市横 塚二丁目一五番 六号	同 年 十一月一日	認知症対 応型共同 生活介護 介護予 防認知症 対応型共 同生活介 護
浜通り訪問 リハビリス テーション センター	南相馬市原 町区萱浜字 巢掛場五	一般財団法 人訪問リハ ビリテーショ ン振興財団	東京都渋谷区千 駄ヶ谷三一八一 五	同	訪問リハ ビリテー ション 介護予防 訪問リハ ビリテー ション

(社会福祉課)

福島県告示第六百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用す

る第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支
援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることと
される生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事
業者の名称を変更した旨届出があった。

平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称		事業者の主たる 事務所の所在地
		変更前	変更後	
南東北福島居宅 介護支援事業所	福島市荒井北三丁 目一一一三	財団法人脳 神経疾患研 究所	一般財団法 人脳神経疾 患研究所	福島県郡山市八 山田七一―一五
介護老人保健施 設リハビリ南東 北福島	同 市荒井北三丁 目一一一八	同	同	同
南東北福島訪問 看護ステーション 結	同 市八木田字中 島一一二―二オ フィスマテリアル 2F	同	同	同
南東北須賀川居 宅介護支援事業 所	須賀川市大袋町二 〇六一二	同	同	同
南東北通所リハ ビリテーショ ンセンター須賀川	同	同	同	同
南東北パワーリ ハビリテーショ ンセンター須賀 川	同	同	同	同

(社会福祉課)

福島県告示第六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

東白川郡棚倉町大字中山本字七曲四の二から四の七まで、八の一、八の四から八の六まで、字背戸山二の一、二の三、一〇の一、一五の一、一五の二、一六の一、一八から二〇まで、二一の一、二一の二、二二から二五まで、二六の一、二七、二八、二九の一、三一、三二の一、三七の一、三八の一、四一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔一次の図〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第六百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡南会津町針生字駒戸山一七二七の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔一次の図〕および〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林

水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

岩瀬郡天栄村大字大里字坂ノ脇三〇の一、三二、三四の一、三五の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔一次の図〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第六百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

白河市双石上日影一一一、一一二、一一四、一一五、一一六の一、一一七の一、一一八の一、一一九の一、一二〇の一、一二一の一、一二二の一、一二三の一、一二七の一、一二八、一三〇から一三三まで、坊ノ入一五二から一五四まで、一五七、一五九の二、一六一、一六五、一六六、一六八、一六九、一七一、一七六、一七八、一八〇、一八一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
東白川郡鮫川村大字赤坂東野字広畑一三四の一
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第六百十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 起業者の名称
白河市
- 二 事業の種類
(仮称)白河市民文化会館建設事業及びこれに伴う市道付替工事

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

1 収用の部分 福島県白河市会津町及び道場小路地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由
申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

(仮称)白河市民文化会館建設事業及びこれに伴う市道付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、(仮称)白河市民文化会館建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当する。

また、本件事業の施行に伴い必要を生じた市道付替工事（以下「関連事業」という。）は、法第三条第一号に掲げる道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路に関する事業に該当する。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、本件事業施行のために、「白河市民文化会館基本構想」を策定しており、平成二十七年年度の供用開始に向けて、今年度、事業用地取得のための予算措置を講じている。

したがって、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められるため、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益
現在の建物は、昭和三十九年に建設されたものであり、老朽化が進んでいるが、部分的に補修を行い地域住民の芸術文化活動の向上のために中心的な役割を果たしている。

しかし、施設の狭あい化、築年数の経過による設備の老朽化に加え、東日本大震災により壁や床に亀裂が生じる等、利用に支障をきたす環境となっている。

また、建物の構造や設備が障害者に配慮されていないため、ユニバーサルデザインの導入や耐震診断の結果、基準値を下回っていることから耐震化への対応が求められている。

さらに、周辺道路が狭あいなため、大型車の進入が困難であるとともに、敷地内の駐車場と近隣の駐車場を含めても絶対的に駐車場が不足するため、路上駐車や渋滞が発生し、近隣住民の生活に支障をきたしている状況である。

このような状況の中、本件事業の施行により、施設、設備、安全性、利便性及びユニバーサルデザインについて改善が図られ、市民の文化芸術活動の活性化、市民の絆が確認できる交流拠点、白河市の文化を継承、創造、発信する施設となり、白河市の文化・芸術振興に大きく資するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するも

のと認められる。
失われる利益

(一) 起業地内の土地において、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財が一箇所（白河市教育委員会指定「小峰城跡」）存在するが、白河市教育委員会との協議により、試掘調査を行い、必要に応じて発掘調査を実施することとし、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

(二) また、本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）に定める環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が関係機関に対して行った調査によれば、起業地周辺には、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存により保護のため特別な措置を講ずべき希少な動物植物は確認されていない。

(三) 事業計画の合理性

本件事業は、現在の施設の増改築及び敷地周辺において住宅等が密集していることから敷地の拡張が望めない状況であるため、移転新築整備を行うものである。施設の規模については、市民文化会館建設検討委員会の意見を踏まえて決定したものであり、適切なものと認められる。

また、起業者は、起業地の選定に当たって、白河市内の三箇所を候補地とした上で比較検討を行っているが、市民会館運営に必要な環境の確保、交通の利便性及び経済性から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。さらに、本件事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

現在の建物は昭和三十九年に建設されたものであり、耐震診断の結果、補強工事が必要な建物となっていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。また、本起業地は全て本件事業の用に恒久的に供されるものであるため、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。起業地を表示する図面の長期縦覧の場所

白河市役所建設部都市政策室まちづくり推進課

(土木総務課用地室)

福島県告示第六百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十四年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道別舟 渡線	河沼郡会津坂下町大字 高寺字舟渡四五四番 五地先から	変更前	A 五・四 一七・〇	七五〇・五
	同 郡同 町大字 高寺字谷地五三番一 地先から	変更前	B 五・〇 一五・三	一一〇・五
	河沼郡会津坂下町大字 高寺字舟渡四六八番 地先から	変更後	C 一一・〇 八九・三	六〇四・九
	同 郡同 町大字 高寺字谷地五三番一 地先から	変更後	C 一一・〇 八九・三	六〇四・九
	同 郡同 町大字 高寺字谷地五三番一 地先から	変更後	C 一一・〇 八九・三	六〇四・九
	同 郡同 町大字 高寺字谷地五三番一 地先から	変更後	C 一一・〇 八九・三	六〇四・九

福島県告示第六百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十四年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江 鹿島線	南相馬市原町区小川町 四二一番二地先から 同 市原町区上高平 字中里五二九番一地先 まで	変更前	A 八・〇 一・四	二五四・〇
		変更後	A 八・〇 一・四 B 一・〇 三・八	二五四・〇 二六四・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十四年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤柴 中島線	相馬郡新地町駒ヶ嶺字 大沢北三三番一地先か ら 同 郡同 町杉目字飯 樋五〇番一四地先まで	変更前	A 五・八 一七・四	九六八・〇
		変更後	A 五・八	九六八・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十四年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	いわき市田人町大字石 住字才鉢六三番地先か ら 同 市田人町大字石 住字才鉢外一国有林四 一五林班ほ一小班地先 まで	変更前	A 一一・五 六二・〇	三一六・〇
		変更後	A 一一・五 一一・八 B 一〇・〇 四五・〇	三一六・〇 五三二・五

(道路計画課)

福島県告示第六百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十四年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	いわき市田人町大字石 住字才鉢六三番地先か ら 同 市田人町大字石 住字才鉢外一国有林四 一五林班ほ一小班地先 まで	変更前	A 一一・五 六二・〇	三一六・〇
		変更後	A 一一・五 一一・八 B 一〇・〇 四五・〇	三一六・〇 五三二・五

(道路計画課)

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三五二号	南会津郡檜枝岐村字見通一・二・三七番三地先 から 同 郡同 村字見通一・二七八番三地先 まで	平成二十四年一月一四日

(道路計画課)

福島県告示第六百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十四年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三五二号	南会津郡檜枝岐村字見通一・二・七番三地先 から 同 郡同 村字見通一・二〇八番三地先 まで	平成二十四年一月一四日

(道路計画課)

福島県告示第六百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十四年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道大倉大橋浜野線	南会津郡南会津町宮沢字千苅二・二四番地先 から 同 郡同 町宮沢字居平五番地先まで	平成二十四年一月一四日

(道路計画課)

福島県告示第六百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十四年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道いわき石川線	いわき市田人町大字石住字才鉢六三番地先 から 同 市田人町大字石住字才鉢外一国有林 四一五林班ほ一小班地先まで	平成二十四年一月一四日

(道路計画課)

福島県告示第六百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の名称
会津若松市
- 二 都市計画法事業の種類及び名称
会津都市計画公園事業 六・五・一号 会津総合運動公園
- 三 事業認可の年月日
昭和五十八年十二月九日
- 四 事業施行期間
（変更前）昭和五十八年十二月九日から平成二十五年三月三十一日まで
（変更後）昭和五十八年十二月九日から平成二十八年三月三十一日まで
- 五 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第六百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 施行者の名称 白河市
 二 都市計画事業の種類及び名称 県南都市計画下水道事業（白河市公共下水道）
 三 事業認可の年月日 昭和五十六年二月二十七日
 四 事業施行期間（変更前） 昭和五十六年二月二十七日から平成二十五年三月三十一日まで
 （変更後） 昭和五十六年二月二十七日から平成三十年三月三十一日まで

五 事業地 取用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十九年福島県告示第百八十六号）の事業地に白河市大鳥居橋前の全部の区域を加える。

同事業地に白河市十文字、夏梨、関引目橋、関上ノ原、関辺日の出、関松並、大鹿島、大北ノ内、大森ノ内、大鹿島前、大搦目前、大高野台、大羅漢前、大牛鼻、久田野白旗、久田野笠松、久田野観音山、向寺、金子平、薄葉、葉ノ木平、弥次郎窪、六反山、飯沢山、鬼越山、東三坂山、白坂三輪台及び白坂一里塚の各一部の区域を加える。
 同事業地のうち白河市関辺関山口、関辺川前、大桜岡前、大観音前、鶴巻山、飯沢、影鬼越、丸小山、西小丸山、東小丸山、池下向山、池下、合戦坂北裏及び金勝寺の各一部の区域を変更する。
 使用の部分 なし。
 （下水道課）

福島県告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 施行者の名称 西郷村
 二 都市計画事業の種類及び名称 県南都市計画下水道事業（西郷村公共下水道）
 三 事業認可の年月日 昭和六十二年九月二十九日
 四 事業施行期間（変更前） 昭和六十二年九月二十九日から平成二十五年三月三十一日まで
 （変更後） 昭和六十二年九月二十九日から平成三十年三月三十一日まで

五 事業地 取用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成十九年福島県告示第百二十七号）の事業地に西白河郡西郷村大字柏野字上

川原、字鞍石、字前山、字柳田、字屋敷前、字赤淵、字沢目、字赤淵前、字湯泉、字大道添、字保の久保、字腰蒔、字田の入

使用の部分 なし。
 （下水道課）

公 告

公告第三百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日 平成二十四年十二月四日

二 名称

特定非営利活動法人川内村NPO協働センター

三 代表者の氏名

井手 毅

松尾 道夫

四 主たる事務所の所在地

福島県双葉郡川内村大字上川内字町分二百十一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、川内村活性化に関する事業を行い、行政・企業等との協働を促進し、東日本大震災復興に寄与することを目的とする。
 （文化振興課）

公告第三百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

福島市土地改良区

退任した役員

理事	氏名	住所
同	泉田 光一	福島市町庭坂字原際三二番地
同	長南 太一	同 市松川町浅川字若宮二二番地
同	菊地 常夫	同 市笹谷字金屋三七番地
同	加藤 友七	同 市荒井字目増六番地
同	大波 恒夫	同 市大波字大林一三番地
同	穴戸 初老	同 市大笹生字薬師原七九番地の一
同	野崎 金雄	同 市冲高字北ノ前一四番地
同	平井 一夫	同 市飯坂町平野字重恩寺二八番地
同	遠藤 芳雄	同 市二子塚字上谷地四番地
同	赤間 又治	同 市笹木野字鎌古屋前二五番地
同	中原 利彦	同 市町庭坂字割石二四番地の一〇
同	丹治 元幹	同 市松川町字後原七八番地
同	佐藤 敏	同 市松川町水原字小倉三二番地
同	櫻井 進	同 市飯坂町湯野字山坊九番地
同	芳賀 憲一郎	同 市町庭坂字荒町二八番地
同	油井 健浩	同 市大笹生字折戸七番地
同	菅野 勇	同 市松川町沼袋字日向四六二番地
就任した役員		
役別	氏名	住所
理事	泉田 光一	同 市町庭坂字原際三二番地
同	長南 太一	同 市松川町浅川字若宮二二番地
同	菊地 常夫	同 市笹谷字金屋三七番地
同	加藤 友七	同 市荒井字目増六番地
同	大波 恒夫	同 市大波字大林一三番地
同	油井 健浩	同 市大笹生字折戸七番地
同	阿部 安一	同 市北矢野目字館二七番地
同	平井 一夫	同 市飯坂町平野字重恩寺二八番地
同	赤間 又治	同 市笹木野字鎌古屋前二五番地
同	穴戸 勝利	同 市二子塚字針下駄七〇番地の一
同	中原 利彦	同 市町庭坂字割石二四番地の一〇
同	半澤 一夫	同 市松川町字脇原七九番地
同	茂木 賢一郎	同 市松川町水原字三合内八三番地
同	島 直七	同 市飯坂町湯野字北穴原一八番地
同	芳賀 憲一郎	同 市町庭坂字荒町二八番地
同	齋藤 浩一	同 市北沢又字台一三番地
同	熊坂 勇	同 市松川町沼袋字浜子二二一一番地の二

(職名計画課)

公告第三百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、相馬市から相馬都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十四年十二月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総務部都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

公告第355号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。
平成24年12月14日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 モニタリングポスト同舎本体(ダストモニタ有り) 8式

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成25年3月29日(金)

(4) 納入場所 本郷公民館ほか計8箇所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年1月10日

(木) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成24年12月26日(水) 午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年1月24日(木) 午前10時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月23日(水) 午後5時までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Monitoring Post Station's

Main Unit (including the Particulate Monitor) 8 set

(2) Time-limit of tender (by hand) : 10:30 a.m., 24 January 2013

(3) Time-limit of tender (by mail) : 5:00 p.m., 23 January 2013

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

公告第356号

W T O に基づく政府調達に關する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成24年12月14日

福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 N a I (T l) シンチレーション式測定装置及び電離箱式測定装置 13式

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成25年3月29日(金)

(4) 納入場所 江之網集会所ほか計13箇所

2 入札に参加する者に必要な資格に關する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の3に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年1月10日(木)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局 入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成24年12月26日(水) 午後1時30分 福島県出納局 入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年1月24日(木) 午前11時 福島県出納局 入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月23日(水) 午後5時までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : NaI(Tl) Scintillation-type Measuring Apparatus and Ionization Chamber-type Measuring Apparatus 13 set

(2) Time-limit of tender (by hand) : 11:00 a.m.,24 January 2013

(3) Time-limit of tender (by mail) : 5:00 p.m.,23 January 2013

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

公告第357号

WTOに基づく政府調達に關する協定の適用を受ける物品等の購入について、次とおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成24年12月14日

福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 ダストモニタ 8式

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成25年3月29日(金)

(4) 納入場所 本郷公民館ほか計8箇所

2 入札に参加する者に必要な資格に關する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様と合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の④に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年1月10日(木)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

- ② 入札説明会の日時及び場所 平成24年12月26日 (水) 午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- ③ 入札及び開札の日時及び場所 平成25年1月24日 (木) 午前11時30分 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同日23日 (水) 午後5時までに必着のこと。)
- 5 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- ② 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他
- ① 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- ② 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ③ 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ④ 契約書作成の要否 要
- ⑤ その他 詳細は、入札説明書による。
- 9 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Particulate Monitor 8 set
- (2) Time-limit of tender (by hand) : 11:30 a.m., 24 January 2013
- (3) Time-limit of tender (by mail) : 5:00 p.m., 23 January 2013
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563
- (入札用度課)

公告第358号

W T O に基づく政府調達に關する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第6条及び福島県財務規則 (昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。) 第274条の3第1項の規定により公告する。

平成24年12月14日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ノート型パソコン (F P - W A N 用) 150台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成25年3月29日 (金)
- (4) 納入場所 福島県警察本部警務部情報管理課
- (5) 最初の契約に係る入札の公告の日 平成24年8月14日 (火)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に關する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 福島県の物品購入 (修繕) 競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入 (修繕) 競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入 (修繕) 一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年1月10日 (木) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成24年12月27日 (木) 午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年1月22日 (火) 午前10時30分 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同日21日 (月) 午後5時までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook Personal computer (for Fukushima Police Wide Area Network) 150

(2) Time-limit of tender (by hand): 10:30 a.m., 22 January 2013

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 21 January 2013

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)